

令和6年版 土地家屋調査士六法

追 録

1 法改正情報…………… 2頁

2 訂正情報…………… 35頁

1 法改正情報

本追録は、「令和6年版土地家屋調査士六法」の編集基準日である令和5年9月1日以降、令和6年4月1日（令和6年度土地家屋調査士試験の法令基準日）までの間に施行された収録法令等の改正を対象としています

※下線部分（ ）又は、全文が改正部分です。

※改正前・改正後の条文中、（省略）と記してあるのは、改正がないため省略している部分です。

立木登記規則

該当頁	改正前	改正後
275頁 7条1項	第7条（申請情報） ①〔省略〕 一 不動産登記令（平成16年政令第379号） 第3条各号（第8号及び第11号へを除く。）に掲げる事項 二 〔省略〕 ②～③ 省略	第7条（申請情報） ①〔省略〕 一 不動産登記令（平成16年政令第379号） 第3条各号（第8号並びに第11号へ及びトを除く。）に掲げる事項 二 〔省略〕 ②～③ 〔省略〕
278頁 25条 3項	第25条（合併の登記における登記記録の記録方法） ①～② 〔省略〕 ③ 不動産登記規則第107条第1項及び第6項の規定は、第1項の場合について準用する。	第25条（合併の登記における登記記録の記録方法） ①～② 〔省略〕 ③ 不動産登記規則第107条第1項（第3号を除く。）及び第6項の規定は、第1項の場合について準用する。

工場抵当登記規則

該当頁	改正前	改正後
287頁 1条	第1条（工場に属する土地又は建物についてする抵当権の設定の登記の申請情報） 工場抵当法（以下「法」という。）第4条第2項の法務省令で定める事項は、不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条各号（第10号及び第11号へを除く。）に掲げる事項とする。	第1条（工場に属する土地又は建物についてする抵当権の設定の登記の申請情報） 工場抵当法（以下「法」という。）第4条第2項の法務省令で定める事項は、不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条各号（第10号並びに第11号へ及びトを除く。）に掲げる事項とする。
289頁 18条 1項	第18条（工場財団の登記の申請情報） ① 法第21条第3項の法務省令で定める事項は、この省令に特別の定めがある場合を除き、不動産登記令第3条各号（第7号、第8号及び第11号へを除く。）に掲げる事項とする。 ② 〔省略〕	第18条（工場財団の登記の申請情報） ① 法第21条第3項の法務省令で定める事項は、この省令に特別の定めがある場合を除き、不動産登記令第3条各号（第7号、第8号並びに第11号へ及びトを除く。）に掲げる事項とする。 ② 〔省略〕
292頁 33条 2項	第33条（工場財団の合併の場合における登記記録の記録方法等） ① 〔省略〕 ② 不動産登記規則第107条第1項の規定は、法第42条ノ7第1項の場合における甲工場財団の登記記録の記録方法について準用する。 ③～⑤ 〔省略〕	第33条（工場財団の合併の場合における登記記録の記録方法等） ① 〔省略〕 ② 不動産登記規則第107条第1項（第3号を除く。）の規定は、法第42条ノ7第1項の場合における甲工場財団の登記記録の記録方法について準用する。 ③～⑤ 〔省略〕

破産法

該当頁	改正前	改正後
420頁 78条 2項2号	第78条（破産管財人の権限） ① 〔省略〕 ② 〔省略〕 一 〔省略〕 二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却 三～十五 〔省略〕 ③～⑥ 〔省略〕	第78条（破産管財人の権限） ① 〔省略〕 ② 〔省略〕 一 〔省略〕 二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、 <u>漁港水面施設運営権</u> 、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却 三～十五 〔省略〕 ③～⑥ 〔省略〕

不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
513頁 3条	<p>第3条（付記登記） 次に掲げる登記は、付記登記によってするものとする。 一・二〔省略〕</p> <p>新設</p> <p>三～九〔省略〕</p>	<p>第3条（付記登記） 次に掲げる登記は、付記登記によってするものとする。 一・二〔省略〕 三 <u>法第76条の3第1項の規定による申出に関する登記</u> 四～十〔省略〕</p>
516頁 16条	<p>第16条（地図等の訂正） ①～④〔省略〕 ⑤ 第1項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。 一・二〔省略〕 三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。<u>以下同じ。</u>）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）</p> <p>⑥～⑮〔省略〕</p>	<p>第16条（地図等の訂正） ①～④〔省略〕 ⑤ 第1項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。 一・二〔省略〕 三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。<u>第202条の4第6項第1号、第202条の11第4項（第202条の16第4項において準用する場合を含む。）、第202条の14第4項第1号及び第202条の15第4項第1号を除き、以下同じ。）、</u>登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）</p> <p>⑥～⑮〔省略〕</p>
518頁 18条	<p>第18条（帳簿） 登記所（第14号及び第15号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～十二〔省略〕</p> <p>新設 新設 新設 新設</p>	<p>第18条（帳簿） 登記所（第14号及び第15号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。 一～十二〔省略〕 <u>十二の二 申出立件事件簿</u> <u>十二の三 申出立件関係書類つづり込み帳</u> <u>十二の四 申出立件事務日記帳</u> <u>十二の五 代替措置等申出書類写しつづり込み帳</u></p>

	<p><u>第27条の5</u> 〔省略〕</p> <p><u>第27条の6</u> 〔省略〕</p> <p>第28条（保存期間） 〔省略〕 一～十八 〔省略〕</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>第28条の2 〔省略〕 一 〔省略〕</p> <p>新設</p> <p>二～六 〔省略〕</p>	<p><u>第27条の7</u> 〔省略〕</p> <p><u>第27条の8</u> 〔省略〕</p> <p>第28条（保存期間） 〔省略〕 一～十八 〔省略〕</p> <p><u>十九 申出立件事件簿に記録された情報 立</u> <u>件の日から5年間</u></p> <p><u>二十 申出立件関係書類つづり込み帳につづ</u> <u>り込まれた書類に記載された情報 立件</u> <u>の日から5年間</u></p> <p><u>二十一 代替措置等申出書写し類つづり込み</u> <u>帳につづり込まれた書類に記載された情</u> <u>報 送付を受けた日から5年間</u></p> <p>第28条の2 〔省略〕 一 〔省略〕</p> <p><u>一の二 申出立件事務日記帳 作成の年の翌</u> <u>年から1年間</u></p> <p>二～六 〔省略〕</p>
<p>525頁 37条の 3</p>	<p>第37条の3 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して<u>第247条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。</u></p> <p>新設</p>	<p>第37条の3 ① <u>表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して法定相続情報一覧図の写し（第247条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しをいう。以下この条及び第158条の20において同じ。）又は法定相続情報番号（11桁の番号であつて、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下この条及び158条の20において同じ。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報（第247条第1項に規定する法定相続情報をいう。次項及び第158条の20において同じ。）を確認することができるときに限る。</u></p> <p>② 表題部所有者の相続人又は登記名義人の相続人</p>

		<p>が相続による権利の移転の登記の申請をする場合において、当該相続人の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に当該相続人の住所が記録されている場合に限る。以下この項において同じ）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、登記名義人となるものの住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができることに限る。</p>
529頁 55条	<p>第55条（添付書面の原本の還付請求）</p> <p>① 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第16条第2項、第18条第2項若しくは第19条第2項又はこの省令第48条第3号（第50条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第49条第2項第3号の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。</p> <p>②～⑨ 【省略】</p>	<p>第55条（添付書面の原本の還付請求）</p> <p>① 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第16条第2項、第18条第2項若しくは第19条第2項又はこの省令第48条第3号（第50条第2項において準用する場合を含む。）、第49条第2項第3号若しくは第156条の6第2項（156条の7第2項後段において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。</p> <p>②～⑨ 【省略】</p>
545頁 107条	<p>第107条（合筆の登記における権利部の記録方法）</p> <p>① 【省略】</p> <p>一・二 【省略】</p> <p>新設</p> <p>三・四 【省略】</p> <p>②～⑥ 【省略】</p>	<p>第107条（合筆の登記における権利部の記録方法）</p> <p>① 【省略】</p> <p>一・二 【省略】</p> <p>三 甲土地又は乙土地に156条の4に規定する法人識別事項又は第156条の6第1項に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等</p> <p>四・五 【省略】</p> <p>②～⑥ 【省略】</p>
548頁 120条	<p>第120条（合体による登記等）</p> <p>① 【省略】</p> <p>② 【省略】</p> <p>一・二 【省略】</p> <p>新設</p>	<p>第120条（合体による登記等）</p> <p>① 【省略】</p> <p>② 【省略】</p> <p>一・二 【省略】</p> <p>三 合体前の建物に法人識別事項等の登記が</p>

	<p>三 〔省略〕</p> <p>③ 登記官は、法第49条第1項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、<u>当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。</u></p> <p>④～⑨ 〔省略〕</p>	<p><u>あるときは、当該法人識別事項等</u></p> <p>四 〔省略〕</p> <p>③ 登記官は、法第49条第1項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、<u>第156条の4に規定する法人識別事項、第156条の6第1項に規定する国内連絡先事項並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。</u></p> <p>④～⑨ 〔省略〕</p>
550頁 124条	<p>第124条（敷地権の登記の抹消）</p> <p>① 〔省略〕</p> <p>② 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び<u>住所並びに登記名義人が2人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。</u></p> <p>③～⑩ 〔省略〕</p>	<p>第124条（敷地権の登記の抹消）</p> <p>① 〔省略〕</p> <p>② 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であった権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所、<u>当該登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等並びに登記名義人が2人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。</u></p> <p>③～⑩ 〔省略〕</p>
552頁 128条	<p>第128条（建物の分割の登記における権利部の記録方法）</p> <p>① 〔省略〕</p> <p>② 〔省略〕</p> <p>一・二 〔省略〕</p> <p>新設</p> <p>三 〔省略〕</p>	<p>第128条（建物の分割の登記における権利部の記録方法）</p> <p>① 〔省略〕</p> <p>② 〔省略〕</p> <p>一・二 〔省略〕</p> <p>三 <u>甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等</u></p> <p>四 〔省略〕</p>

※以下は、新設の条文

不動産登記規則

559頁 156条の次

156条の2（法人識別事項）

法第73条の2第1項第1号の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 会社法人等番号を有する法人 当該法人の会社法人等番号
- 二 会社法人等番号を有しない法人であつて、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立されたもの 当該外国の名称
- 三 前二号のいずれにも該当しない法人 当該法人の設立の根拠法の名称

第156条の3（法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

前条第2号又は第3号に定める事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

第156条の4（法人識別事項の変更の登記又は更正の登記）

第156条の2各号に定める事項（第157条第3項、第196条第1項第4号及び第198条第1項において「法人識別事項」という。）に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

第156条の5（国内連絡先事項）

法第73条の2第1項第2号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者（以下この条、次条第1項及び第156条の8第1項において「国内連絡先となる者」という。）があるときは、次に掲げる事項
 - イ 国内連絡先となる者（1人に限る。）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称
 - ロ 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号
- 二 国内連絡先となる者がいないときは、その旨

第156条の6（国内連絡先事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

- ① 前条各号に掲げる事項（次条第1項及び第2項、第156条の9並びに第157条第3項において「国内連絡先事項」という。）を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。
 - 一 国内連絡先となる者があるときは、次に掲げる情報
 - イ 前条第1号イに掲げる事項を証する情報
 - ロ 国内連絡先となる者の承諾を証する当該国内連絡先となる者が作成した情報
 - 二 国内連絡先となる者がいないときは、前条第2号に掲げる事項を証する情報
- ② 前項第1号ロに掲げる情報を記載した書面には、令第19条第2項に規定する印鑑に関する証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付することができる。

第156条の7（国内連絡先事項の変更の登記又は更正の登記）

- ① 国内連絡先事項に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申

請することができる。

- ② 前項の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて変更後又は更正後の国内連絡先事項についての前条第1項各号に掲げる情報を提供しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。
- ③ 第156条の5第1号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記を申請する場合には、前項の規定にかかわらず、前条第1項第1号ロに掲げる情報を提供することを要しない。
- ④ 第1項の登記を申請する場合には、令別表の二十五の項添付情報欄イの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

第156条の8

- ① 第156条の5第1号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記は、国内連絡先となる者として登記されている者も単独で申請することができる。
- ② 前項の規定により登記を申請する場合には、所有権の登記名義人の承諾を証する当該所有権の登記名義人が作成した情報をもその申請情報と併せて提供しなければならない。
- ③ 令第12条第2項の規定は電子申請において提供する前項の承諾を証する情報について、令第19条の規定は同項の承諾を証する情報を記載した書面については、適用しない。

156条の9（国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所の変更の登記又は更生の登記）

登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更生の登記をする場合において、変更後又は更生後の住所が国内にあるときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならない。

不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
559頁 157条	<p>第157条（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）</p> <p>①・② 【省略】</p> <p>③ 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称及び住所、登記名義人が2人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の嘱託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。</p>	<p>第157条（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）</p> <p>①・② 【省略】</p> <p>③ 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称、住所、法人識別事項及び国内連絡先事項、登記名義人が2人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の嘱託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。</p>

※以下は、新設の条文

不動産登記規則

559頁 第158条の次

第2款の2／相続人申告登記等

第1目 通則

158条の2（定義）

この款、第158の33及び第158の37において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 相続人申出 法第76条の3第1項の規定による申出をいう。
- 二 相続人申告登記 法第76条の3第3項の規定による登記をいう。
- 三 相続人申告事項 法第76条の3第3項の規定により所有権の登記に付記する事項をいう。
- 四 相続人申告名義人 相続人申告登記によって付記された者をいう。
- 五 相続人申告事項の変更の登記 相続人申告事項に変更があった場合に当該相続人申告事項を変更する登記をいう。
- 六 相続人申告事項の更正の登記 相続人申告事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該相続人申告事項を訂正する登記をいう。
- 七 相続人申告登記の抹消 相続人申告登記を抹消することをいう。
- 八 相続人申出等 相続人申出、相続人申告事項の変更若しくは更正の申出又は相続人申告登記の抹消の申出をいう。
- 九 相続人申告登記等 相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記、相続人申告事項の更正の登記又は相続人申告登記の抹消をいう。
- 十 相続人電子申出 第158条の4第1号に掲げる方法による相続人申出等をいう。
- 十一 相続人書面申出 第158条の4第2号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十二 相続人申出等情報 次条第1項各号、第158条の19第1項各号又は第158条の24第2項各号に掲げる事項に係る情報をいう。

十三 相続人申出書 相続人申出等情報を記載した書面をいう。

十四 相続人申出等添付情報 相続人申出等をする場合において、この款の規定によりその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている情報をいう。

十五 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

第158条の3（相続人申出等情報）

① 相続人申出等は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 申出に係る不動産の不動産所在事項

② 前項第4号の規定にかかわらず、不動産番号を相続人申出等情報の内容としたときは、同号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とすることを要しない。

③ 相続人申出等においては、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 相続人申出等添付情報の表示

三 申出の年月日

四 登記所の表示

第158条の4（相続人申出等の方法）

相続人申出等は、次に掲げる方法のいずれかにより、相続人申出等情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 相続人申出書を提出する方法

第158条の5（相続人申出等情報の作成及び提供）

相続人申出等情報は、申出の目的及び登記原因に応じ、一の不動産及び申出人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一 同一の登記所の管轄区域内にある1又は2以上の不動産について、第158条の19第1項各号に掲げる事項が同一である相続人申出をするとき。

二 同一の登記所の管轄区域内にある1又は2以上の不動産について、同一の相続人申告名義人の氏名又は住所についての変更又は更正の申出をするとき。

三 同一の登記所の管轄区域内にある2以上の不動産について、抹消の理由並びに抹消すべき第158条の23第1項第4号及び第5号に掲げる事項が同一である相続人申告登記の抹消の申出をするとき。

第158条の6（相続人申出等添付情報）

代理人によって相続人申出等をするときは、当該代理人の権限を証する情報をその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

第158条の7（相続人申出等添付情報の省略等）

第37条及び第37条の2の規定は、相続人申出等をする場合について準用する。

第158条の8（相続人電子申出の方法）

- ① 相続人電子申出における相続人申出等情報及び相続人申出等添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。ただし、相続人申出等添付情報の送信に代えて、登記所に相続人申出等添付書面を提出することを妨げない。
- ② 令第12条第2項及び第14条の規定は、前項本文の規定により送信する相続人申出等添付情報（第158条の6に規定する代理人の権限を証する情報を除く。）について準用する。
- ③ 第42条の規定は前項において準用する令第12条第2項の電子署名について、第43条第2項の規定は前項において準用する令第14条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

第158条の9（相続人電子申出において相続人申出等添付書面を提出する場合についての特例等）

- ① 前条第1項ただし書の規定により相続人申出等添付書面を提出するときは、相続人申出等添付書面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報の内容とするものとする。
- ② 前項に規定する場合には、当該相続人申出等添付書面は、相続人申出等の受付の日から2日以内に提出するものとする。
- ③ 第1項に規定する場合には、申出人は、当該相続人申出等添付書面を提出するに際し、別記第4号の2様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならない。
 - 一 受付番号その他の当該相続人申出等添付書面を相続人申出等添付情報とする申出の特定に必要な事項
 - 二 前条第1項ただし書の規定により提出する相続人申出等添付書面の表示

第158条の10（相続人書面申出の方法）

- ① 相続人書面申出をするときは、相続人申出書に相続人申出等添付書面を添付して提出しなければならない。
- ② 第45条第1項の規定は、相続人申出書について準用する。
- ③ 相続人申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかななければならない。
- ④ 申出人又はその代理人は、相続人申出書が2枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

第158条の11（相続人申出書等の送付方法）

- ① 相続人申出等をしようとする者が相続人申出書又は相続人申出等添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。
- ② 前項の場合には、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を入れた封筒の表面に相続人申出書又は相続人申出等添付書面が在中する旨を明記するものとする。

第158条の12（受領証の交付の請求）

第54条の規定は、相続人書面申出をした申出人について準用する。

第158条の13（相続人申出等添付書面の原本の還付請求）

第55条の規定は、相続人申出等添付書面を提出した申出人について準用する。

第158条の14（相続人申出等の受付）

- ① 登記官は、第158条の4の規定により相続人申出等情報が登記所に提供されたときは、当該相続人申出等情報に係る相続人申出等の受付をしなければならない。
- ② 前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。
- ③ 登記官は、相続人申出等の受付をしたときは、当該相続人申出等に受付番号を付さなければならない。
- ④ 登記官は、相続人書面申出の受付にあっては、第2項の規定により受付をする際、相続人申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。
- ⑤ 第1項、第2項及び前項の規定は、第158条の27第2項の許可があった場合又は第158条の30第4項の規定により相続人申告登記の抹消をしようとする場合について準用する。

第158条の15（調査）

第57条の規定は、相続人申出等情報が提供された場合について準用する。

第158条の16（相続人申出等の却下）

- ① 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。
 - 一 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。
 - 二 1個の不動産の一部についての申出を目的とするとき。
 - 三 申出に係る登記（相続人申告登記のうち第158条の19第1項第1号に規定する中間相続人に係るものを除く。）が既に登記されているとき。
 - 四 申出の権限を有しない者の申出によるとき。
 - 五 相続人申出等情報又はその提供の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。
 - 六 相続人申出等情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。
 - 七 相続人申出等情報の内容が相続人申出等添付情報の内容と合致しないとき。
 - 八 相続人申出等添付情報が提供されないとき。
- ② 登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該相続人申出等を却下することができない。
- ③ 第38条の規定は、相続人申出等を却下する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「書面申請がされた」とあるのは、「相続人申出等添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

第158条の17（相続人申出等の取下げ）

- ① 第39条第1項及び第2項の規定は、相続人申出等について準用する。
- ② 登記官は、相続人申出書又は相続人申出等添付書面が提出された場合において、相続人申出等の取下げがされたときは、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を還付するもの

とする。第38条第3項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第158条の18（相続人申告登記等の完了通知）

- ① 登記官は、相続人申告登記等を完了したときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申出人が2人以上あるときは、その1人に通知すれば足りる。
- ② 前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - 一 申出の受付の年月日及び受付番号
 - 二 不動産所在事項
 - 三 登記の目的
- ③ 第1項の通知は、次の各号に掲げる相続人申出等の区分に応じ、当該各号に定める方法による。
 - 一 相続人電子申出 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前項各号に掲げる事項をいう。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 二 相続人書面申出 通知事項を記載した書面を交付する方法
- ④ 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を相続人申出等情報の内容としなければならない。
- ⑤ 第55条第7項から第9項までの規定は、送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合について準用する。
- ⑥ 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第1項の規定にかかわらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しない。
 - 一 第3項第1号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から30日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。
 - 二 第3項第2号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から3月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

第2目／相続人申告登記

第158条の19（相続人申出において明らかにすべき事項等）

- ① 相続人申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。
 - 一 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、当該相続人（以下この款において「中間相続人」という。）の相続人である旨
 - 二 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日
 - 三 中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）
 - イ 中間相続人の氏名及び最後の住所
 - ロ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨
 - ハ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日

- ② 相続人申出においては、次に掲げる情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- 一 申出人が所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
 - 二 申出人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
 - 三 前項第3号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするときは、次に掲げる情報
 - イ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
 - ロ 中間相続人の最後の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

第158条の20（相続人申出における相続人申出等添付情報の省略）

- ① 相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第2項第1号又は第3号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができることに限る。
- ② 相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第2項第2号又は第3号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報を確認することができることに限る。

第158条の21

相続人申出をする場合において、申出人が申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所を確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、第158条の19第2項第2号又は第3号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。

- 一 出生の年月日
- 二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

第158条の22

相続人申出をする場合において、申出人が相続人電子申出における相続人申出等情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第42条の電子署名を行い、当該申出人の第43条第1項第1号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第158条の19第2項第2号に掲げる情報の提供に代えることができる。

第158条の23（相続人申告事項）

- ① 法第76条の3第3項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 登記の目的
 - 二 申出の受付の年月日及び受付番号
 - 三 登記原因及びその日付
 - 四 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日
 - 五 中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）
 - イ 中間相続人の氏名及び最後の住所
 - ロ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨
 - ハ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日
- ② 登記官は、相続人申告登記によって2回以上の相続についての相続人申告事項を所有権の登記に付記するときは、当該相続ごとにこれを付記するものとする。

第3目／相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記

第158条の24（相続人申告事項の変更又は更正の申出）

- ① 相続人申告事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があったときは、その相続人申告事項に係る相続人申告名義人又はその相続人は、登記官に対し、相続人申告事項の変更又は更正を申し出ることができる。
- ② 前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。
 - 一 登記原因及びその日付
 - 二 変更後又は更正後の相続人申告事項
- ③ 第1項の規定による申出をする場合には、相続人申告事項について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

第158条の25（相続人申告事項の変更又は更正の申出における相続人申出等添付情報の省略）

前条第1項の規定による申出の申出人が相続人申出等情報と併せて申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第30条の9の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所について変更若しくは錯誤若しくは遺漏があったこと又は中間相続人の最後の住所について錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、申出人の住所について変更若しくは錯誤若しくは遺漏があったこと又は中間相続人の最後の住所について錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

- 一 出生の年月日
- 二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

第158条の26（相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記）

- ① 登記官は、第158条の24第1項の規定による申出があったときは、職権で、相続人申告

事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をすることができる。

- ② 登記官は、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をするときは、登記の目的、申出の受付の年月日及び受付番号、登記原因及びその日付、変更後又は更正後の相続人申告事項並びに変更前又は更正前の相続人申告事項を抹消する記号を記録しなければならない。

第158条の27（相続人申告事項の更正）

- ① 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後に相続人申告事項に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨をこれらの登記に係る相続人申出等をした者に通知しなければならない。ただし、当該相続人申出等をした者が2人以上あるときは、その1人に対し通知すれば足りる。
- ② 登記官は、前項の場合において、相続人申告事項の錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得て、相続人申告事項の更正をしなければならない。この場合において、登記官は、当該許可をした者の職名、許可の年月日及び登記の年月日を記録しなければならない。
- ③ 登記官が前項の相続人申告事項の更正をしたときは、その旨を第1項本文の相続人申出等をした者に通知しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第4目／相続人申告登記の抹消

第158条の28（相続人申告登記の抹消の申出）

- ① 相続人申告登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相続人申告登記によって付記された者は、その付記に係る相続人申告登記の抹消の申出をすることができる。
- 一 第158条の16第1項第1号から第4号までに掲げる事由のいずれかがあること。
 - 二 相続人申告名義人が相続の放棄をし、又は民法第891条の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったため法第76条の2第1項に規定する者に該当しなくなったこと。
- ② 前項の規定による申出においては、当該相続人申告登記が前項第1号又は第2号に該当することを証する情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

第158条の29（相続人申告登記の抹消）

- ① 登記官は、前条第1項の規定による申出があったときは、職権で、相続人申告登記の抹消をすることができる。
- ② 登記官は、相続人申告登記の抹消をするときは、抹消の登記をするとともに、抹消すべき事項を抹消する記号を記録しなければならない。

第158条の30（申出によらない相続人申告登記の抹消）

- ① 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後にこれらの登記が第158条の16第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することを発見したときは、当該登記に係る相続人申出等の申出人に対し、1月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、この限りでない。

- ② 前項本文の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
 - イ 不動産所在事項及び不動産番号
 - ロ 登記の目的
 - ハ 申出の受付の年月日及び受付番号
 - ニ 登記原因及びその日付
 - ホ 申出人の氏名及び住所
 - 二 抹消する理由
- ③ 登記官は、第1項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるときは決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。
- ④ 登記官は、第1項の異議を述べた者がいないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第1項に規定する登記を抹消しなければならない。この場合において、登記官は、登記記録に登記の抹消をする事由を記録しなければならない。

第2款の3／ローマ字氏名の併記

第158条の31（ローマ字氏名の併記）

- ① 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。
- 一 所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について囑託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等（法第49条第1項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。） 所有権の登記名義人となる者
 - 二 所有権の登記名義人の氏名についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人
- ② 前項の規定による申出をする場合には、当該ローマ字氏名を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- ③ 第1項各号に定める者が同項各号に掲げる登記の電子申請をするに際し同項の規定による申出をする場合において、その者が第43条第1項第1号に掲げる電子証明書（登記官が当該ローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。
- ④ 登記官は、第1項の規定による申出があったときは、職権で、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するものとする。

第158条の32

- ① 日本の国籍を有しない所有権の登記名義人は、登記官に対し、そのローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該ローマ字氏名が既に記録されているときは、この限りでない。
- ② 前項の規定による申出（以下この条において「ローマ字氏名併記の申出」という。）は、

次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の氏名及び住所
 - 二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人
が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 申出の目的
 - 四 所有権の登記名義人の氏名
 - 五 所有権の登記名義人のローマ字氏名
 - 六 申出に係る不動産の不動産所在事項
- ③ 前項第6号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「ローマ字氏名併記申出情報」という。）の内容としたときは、同項第6号に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とすることを要しない。
- ④ ローマ字氏名併記の申出においては、第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とするものとする。
- 一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
 - 二 第7項に規定するローマ字氏名併記申出添付情報の表示
 - 三 申出の年月日
 - 四 登記所の表示
- ⑤ ローマ字氏名併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、ローマ字氏名併記申出情報を登記所に提供してしなければならない。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法
 - 二 ローマ字氏名併記申出情報を記載した書面（第13項において「ローマ字氏名併記申出書」という。）を提出する方法
- ⑥ ローマ字氏名併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある2以上の不動産についてのローマ字氏名併記の申出が同一の所有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでない。
- ⑦ ローマ字氏名併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（第10項及び第13項において「ローマ字氏名併記申出添付情報」という。）をそのローマ字氏名併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- 一 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報
 - 二 第2項第5号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）
- ⑧ 第37条の2の規定は、ローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。
- ⑨ 第158条の8第1項及び第158条の9の規定は、第5項第1号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。
- ⑩ 令第12条第2項及び第14条の規定は、前項の場合において送信するローマ字氏名併記申出添付情報（第7項第1号に掲げる情報を除く。）について準用する。
- ⑪ 第42条の規定は前項において準用する令第12条第2項の電子署名について、第43条第2項の規定は前項において準用する令第14条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。
- ⑫ 第5項第1号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする申出人がローマ字氏名併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第42条の電子署名を行い、当該申出人の第43条第1項第1号に掲げる電子証明書（登記官が所有権の登記名義人のローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第7項第2号に掲げる情報の提供に代えることができる。

- ⑬ 第158条の10の規定は第5項第2号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について、第158条の11の規定はローマ字氏名併記の申出をしようとする者がローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「ローマ字氏名併記申出添付書面」という。）を送付する場合について、第55条の規定はローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。
- ⑭ 第57条及び第158条の14（第5項を除く。）の規定は、ローマ字氏名併記申出情報が提供された場合について準用する。
- ⑮ 登記官は、ローマ字氏名併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
- 一 登記の目的
 - 二 申出の受付の年月日及び受付番号
 - 三 登記原因及びその日付
 - 四 所有権の登記名義人の氏名
 - 五 所有権の登記名義人のローマ字氏名
- ⑯ 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。
- ⑰ 第158条の18の規定は、第15項の規定による記録をした場合について準用する。

第158条の33（相続人申告登記への準用）

第158条の31の規定は相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏名についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人が日本国籍を有しない者であるときについて、前条の規定は日本の国籍を有しない相続人申告名義人について、それぞれ準用する。

第2款の4／旧氏の併記

第158条の34（旧氏の併記）

- ① 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下この款において同じ。）を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべき氏と同一であるときは、この限りでない。
- 一 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第49条第1項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。） 所有権の登記名義人となる者
 - 二 所有権の登記名義人の氏についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人
- ② 前項第2号に掲げる登記を申請するに際し同項の規定による申出をする場合において、当該登記記録に同号に定める者の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。
- ③ 第1項の規定による申出をする場合には、当該旧氏を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- ④ 電子申請の申請人が第1項の規定による申出をする場合において、その者が第43条第1項第1号に掲げる電子証明書（登記官が当該申出に係る旧氏を確認することができるもの

に限る。)を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

- ⑤ 登記官は、第1項の規定による申出があったときは、職権で、当該申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとする。

第158条の35

- ① 所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録しよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでない。
- ② 前項の規定による申出（以下この条において「旧氏併記の申出」という。）をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。
- ③ 旧氏併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 申出人の氏名及び住所
 - 二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 申出の目的
 - 四 所有権の登記名義人の氏名
 - 五 所有権の登記名義人について記録すべき旧氏
 - 六 申出に係る不動産の不動産所在事項
- ④ 前項第6号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「旧氏併記申出情報」という。）の内容としたときは、同項第6号に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とすることを要しない。
- ⑤ 旧氏併記の申出においては、第3項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするものとする。
- 一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
 - 二 第8項に規定する旧氏併記申出添付情報の表示
 - 三 申出の年月日
 - 四 登記所の表示
- ⑥ 旧氏併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、旧氏併記申出情報を登記所に提供してしなければならない。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法
 - 二 旧氏併記申出情報を記載した書面（第14項において「旧氏併記申出書」という。）を提出する方法
- ⑦ 旧氏併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある2以上の不動産についての旧氏併記の申出が同一の所有権の登記名義人についての同一の旧氏に係るものであるときは、この限りでない。
- ⑧ 旧氏併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（第11項及び第14項において「旧氏併記申出添付情報」という。）をその旧氏併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。
- 一 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報
 - 二 第3項第5号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報
- ⑨ 第37条の2の規定は、旧氏併記の申出をする場合について準用する。

- ⑩ 第158条の8第1項及び第158条の9の規定は、第6項第1号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする場合について準用する。
- ⑪ 令第12条第2項及び第14条の規定は、前項の場合において送信する旧氏併記申出添付情報（第8項第1号に掲げる情報を除く。）について準用する。
- ⑫ 第42条の規定は前項において準用する令第12条第2項の電子署名について、第43条第2項の規定は前項において準用する令第14条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。
- ⑬ 第6項第1号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする申出人が旧氏併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第42条の電子署名を行い、当該申出人の第43条第1項第1号に掲げる電子証明書（登記官が申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第8項第2号に掲げる情報の提供に代えることができる。
- ⑭ 第158条の10の規定は第6項第2号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする場合について、第158条の11の規定は旧氏併記の申出をしようとする者が旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「旧氏併記申出添付書面」という。）を送付する場合について、第55条の規定は旧氏併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。
- ⑮ 第57条及び第158条の14（第5項を除く。）の規定は、旧氏併記申出情報が提供された場合について準用する。
- ⑯ 登記官は、旧氏併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
 - 一 登記の目的
 - 二 申出の受付の年月日及び受付番号
 - 三 登記原因及びその日付
 - 四 所有権の登記名義人の氏名
 - 五 申出に係る旧氏
- ⑰ 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。
- ⑱ 第158条の18の規定は、第16項の規定による記録をした場合について準用する。

第158条の36（旧氏併記の終了）

- ① 登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。
- ② 前条第3項から第10項まで（第3項第5号及び第8項第2号を除く。）、第14項及び第15項の規定は、前項の規定による申出について準用する。
- ③ 登記官は、第1項の規定による申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
 - 一 登記の目的
 - 二 申出の受付の年月日及び受付番号
 - 三 登記原因及びその日付
 - 四 所有権の登記名義人の氏名
- ④ 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。
- ⑤ 第158条の18の規定は、第3項の規定による記録をした場合について準用する。

第158条の37（相続人申告登記への準用）

第158条の34の規定は相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）について、第158条の35の規定は相続人申告名義人について、前条の規定は登記記録に旧氏が記録されている相続人申告名義人について、それぞれ準用する。この場合において、第158条の34第2項中「前項第2号に掲げる登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする」と、「同号に定める者」とあるのは「相続人申告名義人」と読み替えるものとする。

不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
567頁	第4章 登記事項の証明等 新設	第4章 登記事項の証明等 第1節 登記事項の氏名等に関する請求
568頁 194条	第194条（登記事項証明書等の交付の請求の方法等） ① 前条第1項の交付の請求又は同項若しくは同条第2項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（ <u>第203条並びに第204条第1項及び第2項</u> において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。 ②・③ 【省略】	第194条（登記事項証明書等の交付の請求の方法等） ① 前条第1項の交付の請求又は同項若しくは同条第2項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（以下この章において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。 ②・③ 【省略】
568頁 196条 1項 4号	新設 第196条（登記事項証明書の種類等） ① 【省略】 一～三 【省略】 四 所有者証明書 登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が2人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分 五・六 【省略】 ② 【省略】	第2節／登記事項の証明等の方法 第196条（登記事項証明書の種類等） ① 【省略】 一～三 【省略】 四 所有者証明書 登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに当該登記名義人が2人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分 五・六 【省略】 ② 【省略】
569頁 198条 1項	第198条（登記事項要約書の作成） ① 登記事項要約書は、別記第11号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が2人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに所有権の登記以外の登記については現に効力を有するものうち主要な事項を記載して作成するものとする ②・③ 【省略】	第198条（登記事項要約書の作成） ① 登記事項要約書は、別記第11号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに登記名義人が2人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに所有権の登記以外の登記については現に効力を有するものうち主要な事項を記載して作成するものとする ②・③ 【省略】

※以下は、新設の条文

不動産登記規則

570頁 第202条の次

第3節／登記事項証明書等における代替措置

第1款／通則

202条の2（公示用住所管理ファイル）

- ① 法務大臣は、第202条の12第1項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。
- ② 公示用住所管理ファイルは、法第119条第6項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。
- ③ 公示用住所管理ファイルに記録された情報の保存期間は、永久とする。

第202条の3（代替措置の要件）

法第119条第6項の法務省令で定める場合は、当該登記記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

- 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。
- 二 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（同条第1号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であって更なる児童虐待を受けるおそれがあること。
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であって更なる暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの（次号において「身体に対する暴力」という。）を除く。）を受けるおそれがあること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者であって、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

第202条の4（代替措置等申出）

- ① 代替措置申出又は第202条の16第1項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を登記所に提出してしなければならない。
 - 一 申出人の氏名及び住所
 - 二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 申出の目的
 - 四 申出に係る不動産の不動産所在事項
- ② 代替措置等申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができる。

- ③ 第1項第4号の規定にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を代替措置等申出書に記載したときは、同号に掲げる事項を代替措置等申出書に記載することを要しない。
- ④ 代替措置等申出においては、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を代替措置等申出書に記載するものとする。
 - 一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
 - 二 この節の規定により代替措置等申出書に添付しなければならない書面（以下この節において「代替措置等申出添付書面」という。）の表示
 - 三 申出の年月日
 - 四 代替措置等申出書を提出する登記所の表示
- ⑤ 代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならない。
- ⑥ 代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものに限る。）その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面
 - 二 申出人の氏名又は住所が法第119条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
 - 三 代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
- ⑦ 前項第1号の規定は、申出人が同号の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。
- ⑧ 第37条及び第37条の2の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。
- ⑨ 第53条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。

第202条の5（立件）

- ① 登記官は、代替措置等申出書が提出されたときは、これを立件しなければならない。
- ② 前項の場合には、登記官は、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録しなければならない。
- ③ 登記官は、第1項の規定により立件をする際、代替措置等申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。

第202条の6（調査）

- ① 登記官は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。
- ② 登記官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第119条第6項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。
- ③ 登記官は、前項に規定する申出人又は代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相

当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

- ④ 登記官は、第2項の規定による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。前項の嘱託を受けて調査をした場合についても、同様とする。
- ⑤ 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調書を嘱託をした登記官に送付しなければならない。

第202条の7（代替措置等申出の却下）

- ① 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。
 - 一 申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。
 - 二 申出の権限を有しない者の申出によるとき。
 - 三 代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。
 - 四 代替措置等申出書に記載された事項が登記記録と合致しないとき。
 - 五 代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。
 - 六 代替措置等申出添付書面が添付されないとき。
 - 七 代替措置申出がされた場合において、法第119条第6項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。
- ② 登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。
- ③ 第38条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「申請人ごとに」とあるのは「申出人に」と、同条第3項中「書面申請がされた」とあるのは「代替措置等申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

第202条の8（代替措置等申出の取下げ）

- ① 代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を代替措置等申出書を提出した登記所に提出する方法によってしなければならない。
- ② 代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後は、することができない。
- ③ 登記官は、代替措置等申出添付書面が提出された場合において、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第38条第3項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第202条の9（代替措置等申出添付書面の還付）

- ① 代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第202条の4第6項第1号の書面、第202条の11第4項（第202条の16第4項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。
- ② 前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。
- ③ 登記官は、第1項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書

面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

- ④ 前項後段の規定により登記官印を押印した第2項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。
- ⑤ 第3項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。
- ⑥ 第3項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。
- ⑦ 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによってするものとする。
- ⑧ 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。
- ⑨ 前項の指定は、告示してしなければならない。

第2款／代替措置

第202条の10（代替措置における公示用住所）

法第119条第6項の法務省令で定める事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

第202条の11（代替措置申出）

- ① 代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。
 - 一 法第119条第6項に規定する場合に該当する事実の概要
 - 二 第202条の13に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）
 - 三 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
 - 四 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称
- ② 代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。
 - 一 法第119条第6項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面
 - 二 前項第4号に掲げる事項を証する書面
 - 三 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）
 - 四 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面
- ③ 前項第3号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。
- ④ 第2項第3号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都

市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。)を添付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を代替措置等申出書に記載したとき(登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。)
- 二 公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたとき。

第202条の12(公示用住所管理ファイルへの記録)

- ① 登記官は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。
 - 一 氏名及び住所
 - 二 措置対象住所
 - 三 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
 - 四 公示用住所
- ② 登記官は、前項の規定による記録をしたときは、遅滞なく、代替措置申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所に代替措置等申出書の写しを送付しなければならない。

第202条の13(代替措置)

登記官は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登記記録について登記事項証明書又は登記事項要約書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置(次条において「代替措置」という。)を講じなければならない。

第202条の14(代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求)

- ① 代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付を請求することができる。
- ② 前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならない。
 - 一 請求人の住所
 - 二 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名
 - 三 代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 四 措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨
 - 五 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
- ③ 第194条第2項及び第3項の規定は、第1項の交付の請求については、適用しない。
- ④ 第1項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。
 - 一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成するものであって、作成後3月以内のものに限る。)その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面
 - 二 代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が法第11

9条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

三 代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、法第119条第6項の登記記録に記録されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）。ただし、当該相続人であることが登記記録から明らかであるときを除く。

四 代理人によって請求をするときは、当該代理人の権限を証する書面

- ⑤ 第202条の4第7項の規定は、請求人が前項第1号の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合について準用する。
- ⑥ 法人である代理人によって第1項の交付の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を添付することを要しない。
- ⑦ 第202条の9の規定は、第1項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第1項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第202条の14第4項第2号から第4号までに掲げる書面」と、同条第3項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第4項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。
- ⑧ 登記官は、第1項の交付の請求があつた場合には、登記事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。

第202条の15（代替措置申出の撤回）

- ① 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。
- ② 前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を登記所に提出してしなければならない。
 - 一 代替措置申出をした申出人の氏名及び住所
 - 二 代理人によって撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 代替措置申出を撤回する旨
 - 四 代替措置申出に係る第202条の4第1項第4号に掲げる事項
 - 五 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
- ③ 第202条の4第2項から第5項までの規定は、代替措置申出の撤回について準用する。
- ④ 第2項の撤回書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであって、作成後3月以内のものに限る。）その他の代替措置申出をした申出人が撤回をしていることを証する書面
 - 二 代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が法第119条第6項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあつては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）
 - 三 代理人によって撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

- ⑤ 第202条の4第7項から第9項まで、第202条の5、第202条の6及び202条の9の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第202条の6第2項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第119条第6項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第202条の9第1項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第202条の15第4項第2号及び第3号に掲げる書面」と読み替えるものとする。
- ⑥ 登記官は、第1項の規定による撤回があった場合には、当該代替措置申出についての第202条の12第1項各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。
- ⑦ 第202条の12第2項の規定は、前項の規定による削除をした場合について準用する。

第3款／公示用住所の変更

202条の16

- ① 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置申出に係る公示用住所の変更を申し出ることができる。
- ② 前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。
 - 一 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
 - 二 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称
- ③ 第1項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。
 - 一 前項第2号に掲げる事項を証する書面
 - 二 変更後の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（変更後の公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）
 - 三 法務局又は地方法務局を変更後の公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面
- ④ 第202条の11第3項及び第4項の規定は、前項第2号の書面について準用する。
- ⑤ 登記官は、第1項の規定による申出があった場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。
- ⑥ 第202条の12第2項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。

不動産登記規則

該当頁	改正前	改正後
570頁	<p>新設</p> <p>第203条（手数料の納付方法） ①・②〔省略〕</p>	<p>第4節／手数料</p> <p>第203条（手数料の納付方法） ①・②〔省略〕</p>
586頁 附則 第4条	<p>附則 第4条（未指定事務に係る旧登記簿） ①〔省略〕 ②〔省略〕 ③ 第3条指定がされるまでの間における前項の事務についての新規則の適用については、新規則本則（第6条、<u>第27条の3</u>第1号並びに第28条第1号、第4号及び第5号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあり、及び「権利部の相当区」とあるのは「登記用紙の相当区事項欄」と、新規則第6条中「登記記録」とあるのは「登記用紙又は表題部若しくは各区の用紙」と、<u>新規則第27条の3</u>第1号中「登記記録」とあるのは「旧登記簿」と、新規則第28条第1号中「登記記録」とあるのは「登記用紙に記載された情報」と、 新規則第202条第1項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。 ④〔省略〕 ⑤〔省略〕</p>	<p>附則 第4条（未指定事務に係る旧登記簿） ①〔省略〕 ②〔省略〕 ③ 第3条指定がされるまでの間における前項の事務についての新規則の適用については、新規則本則（第6条、<u>第27条の5</u>第1号並びに第28条第1号、第4号及び第5号を除く。）中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「権利部」とあり、及び「権利部の相当区」とあるのは「登記用紙の相当区事項欄」と、新規則第6条中「登記記録」とあるのは「登記用紙又は表題部若しくは各区の用紙」と、<u>新規則第27条の5</u>第1号中「登記記録」とあるのは「旧登記簿」と、新規則第28条第1号中「登記記録」とあるのは「登記用紙に記載された情報」と、 新規則第202条第1項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。 ④〔省略〕 ⑤〔省略〕</p>

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則

該当頁	改正前	改正後
654頁 1条2項 2号	<p>第1条（提供する情報の範囲）</p> <p>①〔省略〕</p> <p>②〔省略〕</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が2人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分のみについての情報</p> <p>三 〔省略〕</p>	<p>第1条（提供する情報の範囲）</p> <p>①〔省略〕</p> <p>②〔省略〕</p> <p>一 〔省略〕</p> <p>二 不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び不動産登記規則第156条の4に規定する法人識別事項並びに当該登記名義人が2人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分のみについての情報</p> <p>三 〔省略〕</p>

登録免許税法施行令

該当頁	改正前	改正後
927頁 2条	<p>第2条（職権登記等の非課税）</p> <p>法第5条第2号に規定する政令で定める登記又は登録は、法別表第1第1号から第31号までに掲げる登記又は登録で、当該登記又は登録を受ける者の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。）に基づかないで登記機関が職権によりするもの（当該登録を受ける者の法令の規定に基づく出願、申請、裁定の請求その他の行為によつてした処分に伴い登記機関が職権によりするものを除く。）とする。</p>	<p>第2条（職権登記等の非課税）</p> <p>法第5条第2号に規定する政令で定める登記又は登録は、法別表第1第1号から第32号までに掲げる登記又は登録で、当該登記又は登録を受ける者の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。以下同じ。）に基づかないで登記機関が職権によりするもの（当該登録を受ける者の法令の規定に基づく出願、申請、裁定の請求その他の行為によつてした処分に伴い登記機関が職権によりするものを除く。）とする。</p>

2 訂正情報

「令和6年版 土地家屋調査士六法」にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、訂正くださいますようお願いいたします。
※アンダーライン（_____下線）部分が訂正部分です。

該当頁	訂正前	訂正後
970頁 右段 判例 6	<p>判例</p> <p>6◇登記簿と土地台帳との一元化後においては、登記名義人を異にする二重登記がある場合には、後になされた登記は、<u>戦権</u>で抹消されることになるとされた事例。（大阪地判昭和42・1・25）</p>	<p>判例</p> <p>6◇登記簿と土地台帳との一元化後においては、登記名義人を異にする二重登記がある場合には、後になされた登記は、<u>職権</u>で抹消されることになるとされた事例。（大阪地判昭和42・1・25）</p>
985頁 左段	<p>【所有権の登記の登記済証】</p> <p>24◇<u>合筆した土地又は合併した建物の所有権登記の登記済証は、合併による所有権登記の登記済証に限るが、便宜合筆前の土地又は合併前の建物の全部の所有権登記の登記済証でもさしつかえない。</u>（昭和39・7・30民事甲2702号通達）</p>	<p>※24の先例を削除。 25の先例と重複するため。</p>
1053頁 左段 先例13 の次	<p>先例14を追加する。以下先例番号を繰り下げる。</p>	<p>14◇表題部所有者として「共有惣代A」と記載されている土地（以下「本件土地」という。）につき、A個人の法定相続人を被告とする所有権確認訴訟において勝訴判決を得た者から、当該判決書を申請書に添付して、不動産登記法第74条第1項第2号に基づく所有権保存登記の申請（以下「本件申請」という。）がされました。しかし、本件土地は、平成10年3月20日付け法務省民三第552号民事局第三課長通知にいう、いわゆる記名共有地には当たらず、本件土地について、権利能力なき社団の代表者ではなく、A個人の法定相続人を被告とする本件判決書を添付して所有権保存登記の申請をすることはできないため、法第25条第4号及び第9号により本件申請を却下するのが相当と考えます。（令和5・9・27民二977号通達）</p>

令和6年版
土地家屋調査士六法
追 録

令和6年7月1日 発行
東京法経学院
〒162-0845
東京都新宿区市谷本村町3-22
ナカバビル1階

7304092—2407